

令和5年度 子ども食堂緊急支援補助金 募集要項

1 趣旨

本補助金は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰対策の一環として、県内で子どもに対して地域のボランティアが無料又は低額で食事を提供する民間団体等の取組み（以下、「子ども食堂」という。）の運営経費を支援します。

こうした支援により、子ども等の居場所づくり、地域とのつながりの確保、困難を抱える子ども等の支援につなげることを目的として、予算の範囲内で交付します。

2 実施主体

社会福祉法人島根県社会福祉協議会

3 対象団体

対象団体は、次に掲げる要件を満たす子ども食堂とします。

- (1) 事務所を県内に有し、県内で活動する団体等で営利を目的としないもの。
- (2) 食事の提供を定期的を実施すること。
- (3) 1年以上継続して事業を実施する見込みがあること。
- (4) 18歳未満の子どもの利用者が総利用者の概ね3割以上であること。
- (5) 18歳未満の子どもの利用料は無料又は材料費等の実費相当額とすること。
- (6) 参加者は幅広く募集し制限しないこと。
- (7) 利用者の安全及び衛生の確保並びに個人情報保護のために必要な措置を講じること。
- (8) 当該補助事業で補助対象とする経費について、国、地方公共団体ならびに独立行政法人の補助事業等と重複して補助を受けていないこと。

4 財源

島根県子ども食堂緊急支援事業費補助金

5 対象となる経費

別表1のとおり 補助金：1団体あたり30万円以内

6 対象となる事業期間

令和5年7月19日～令和6年2月29日

7 申請方法・決定

- (1) 申請方法
 - ① 「子ども食堂緊急支援補助金申請書」に必要事項を記入の上、郵送で提出して下さい。
 - ② 申請等の様式は、「島根県社会福祉協議会」のホームページからダウンロードして下さい。<https://www.fukushi-shimane.or.jp>
- (2) 申請期間
令和5年8月22日（火）～令和6年2月16日（金）当日消印有効

※申請額が予算総額に達した場合、申請期間内であっても応募を締め切る場合があります。

(3) 提出書類

- ① 「子ども食堂緊急支援補助金申請書一式」
- ② 団体の規約、会則、定款等（ない場合は不要です。）
- ③ その他、活動内容（定例の活動、イベント、研修会等）がわかるチラシがある場合は添付してください。

(4) 決定・送金予定

- ①申請書一式を受取後、その内容を審査し、適当と認めるときは補助を決定し、決定した団体へ決定通知を送付します。
- ②決定通知受取後、各団体から県社協へ、下記問い合わせ先へ郵送で請求書を提出して下さい。請求書受取後に指定口座へ送金します。（請求書送付にあたっては、団体名義の口座が必要となります。）

8 事業の変更または中止にかかる事前承認

事業内容を変更（軽微なものを除く。）または事業を中止する場合には、事前に本会会長の承認を得る必要があります。

9 事業報告

補助対象となる事業終了後、1か月以内または令和6年3月8日（金）のいずれか早い日までに「子ども食堂緊急支援補助金実績報告書」及び支出が確認できる書類（領収書等）の写しを添え、提出して下さい。

10 補助金の決定取消し及び返還

申請団体が次のいずれかに該当するときは、補助金の決定を取り消し、返還を求める場合があります。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の決定を受け、交付を受けたとき。
- (2) 補助の対象となる活動の実施実績がないとき。
- (3) 子ども食堂に法令違反や社会通念上不適切な行為があったと認められるとき。
- (4) 「子ども食堂緊急支援補助金実績報告書」において支出額が補助金を下回ると判断されるとき。

11 補助金の経理

申請団体は、この補助金に係る経理についての収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存して下さい。

12 申請及び 問い合わせ先

〒690-0011 島根県社会福祉協議会 地域福祉課（担当：景山・中道）

TEL 0852-32-5997 FAX 0852-32-5982 Email chiiki@fukushi-shimane.or.jp

別表 1 対象経費

| 補助対象経費 | | 補助金の額 | 対象事業期間 |
|--------|---|--------|------------------------------------|
| 食料費 | ・子ども食堂実施に必要な食料品の購入費用 | 30万円以内 | 令和5年7月 19日から令 和6年2月2 9日まで |
| 消耗品費 | ・子ども食堂実施に必要な消耗品の購入費用（紙皿、割り箸等）※1件10万円未満に限る | | |
| 会場使用料 | ・子ども食堂を実施する会場の使用料 | | |
| 保険料 | ・子ども食堂実施に必要なボランティア保険料 | | |
| 広報費 | ・子ども食堂実施の広報に係る費用 | | |
| 衛生用品費 | ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に要する衛生用品の購入費用（マスク、消毒液、パーテーション、非接触型検温器等） ※1件10万円未満に限る | | |